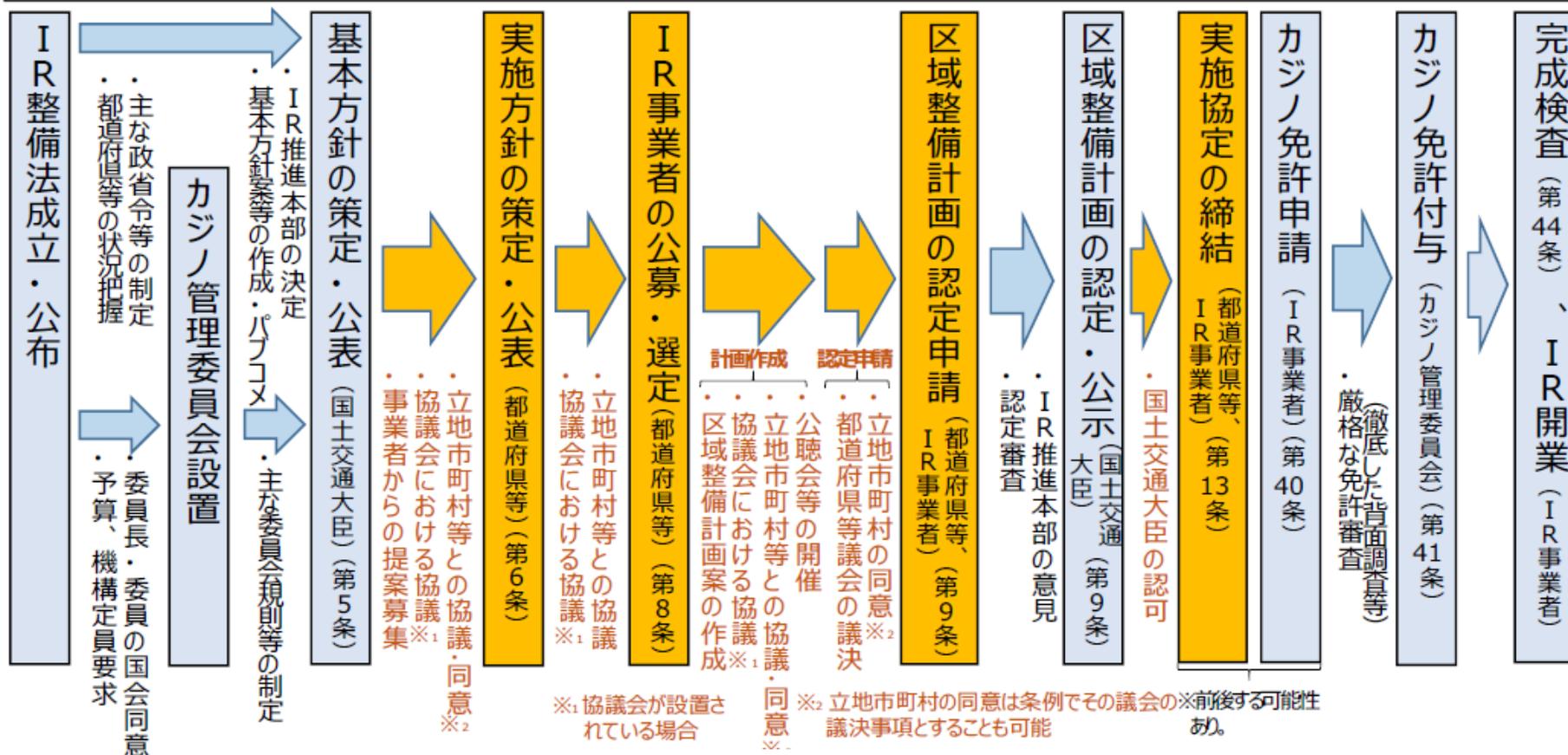


開業までのプロセス

- カジノ管理委員会の設置後、国土交通大臣は、基本方針を策定し、公表。
- 都道府県等は、実施方針を策定し I R 事業者を選定。さらに、地域における十分な合意形成を行った上で、I R 事業者と共同して区域整備計画を作成し、認定を申請。
 十分な合意形成の例：協議会における協議、立地市町村等との協議・同意、公聴会の開催、認定申請についての都道府県等議会の議決、(申請主体が都道府県の場合)立地市町村の同意 等 (立地市町村の同意は条例でその議会の議決事項とすることも可能)
- 国土交通大臣は、公正かつ客観的な審査により区域整備計画を認定 (認定区域整備計画の上限数は3)。
- カジノ管理委員会は、厳格な免許審査 (徹底した背面調査等) を行った上で、カジノ免許を付与。



※ 特定複合観光施設区域整備法に係る説明会説明資料(特定複合観光施設区域整備推進本部事務局 作成)から抜粋